

2019年9月吉日

従業員各位

株式会社トゥエンティフォーセブン

本年2019年中に株式会社トゥエンティフォーセブンにご入社された従業員のみなさまに個人番号（マイナンバー）の収集についてご連絡申し上げます。

下記のマイナンバーの利用目的をご確認いただき、三菱総研 DCS 株式会社より届きます資料に基づきご対応をお願い申し上げます。

草々

記

1 個人番号を取り扱う事務の範囲（利用目的）

会社が個人番号を取り扱う事務の範囲を以下に示す。

<従業員（扶養家族含む）に係る個人番号関係事務>

- ①給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務
- ②住民税に関する届出事務
- ③雇用保険の届出事務
- ④健康保険・厚生年金保険の届出事務

<従業員の配偶者に係る個人番号関係事務>

- ①国民年金の第3号被保険者の届出事務

<従業員以外の個人番号に係る個人番号関係事務>

- ①報酬・料金等の支払調書作成事務
- ②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- ③不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ④不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

2 取り扱う特定個人情報等の範囲

1において会社が個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて処理される特定個人情報は以下のとおりです。

- ① 従業員又は従業員以外の個人から、番号法に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し。
- ② 会社が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え。
- ③ 会社が法定調書を作成する上で従業員又は従業員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等。
- ④ その他個人番号と関連付けて保存される情報。

上記に、該当するかどうか定かでない場合は、特定個人情報取扱責任者が判断します。

3 個人番号の収集及び管理業務委託先

個人番号の委託先は、三菱総研 DCS 株式会社です。

以上